

## 西宮市圏域専門職会議設置運営要綱

### (設置)

第1条 「西宮市地域福祉計画」に基づき、高齢福祉・障害福祉・児童福祉・生活困窮・権利擁護などの各分野における専門機関および西宮市社会福祉協議会等の連携を図り、地域福祉を推進するために「西宮市圏域専門職会議」（以下、「専門職会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 専門職会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 地域課題の情報共有と課題解決に向けた取り組みに関する事項
- (2) 個別支援の連携に関する事項
- (3) その他地域福祉の推進に関する事項

### (会議の構成)

第3条 専門職会議は次の会議をもって構成する。

- (1) 圏域専門職会議
- (2) 全体専門職会議

### (圏域専門職会議)

第4条 圏域専門職会議は、「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」に定める日常生活圏域を基本の圏域として、圏域別に開催するものとする。ただし、既に複数の圏域にわたる類似の合同会議等がある場合はこれを活用するなど、地域の実情に応じて柔軟に開催するものとする。

- 2 圏域専門職会議の構成員は、西宮市社会福祉協議会および高齢福祉・障害福祉・児童福祉・生活困窮・権利擁護などの各分野における専門機関の職員等、地域の実情および議題に応じて設定するものとする。
- 3 圏域専門職会議の事務局は、地域の実情および議題に応じて、別表に定める専門相談機関の中のものが担うものとする。

### (全体専門職会議)

第5条 全体専門職会議は、市全域を対象として必要に応じて開催するものとし、別表に定める市の各所属及び専門相談機関に属するものをもって構成する。

- 2 全体専門職会議の事務局は健康福祉局福祉総括室地域共生推進課に置く。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、専門職会議の運営等に関して必要な事項は、各会議の協議において定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(別表)

所 属	
西宮市	健康福祉局 福祉総括室 地域共生推進課
西宮市	健康福祉局 福祉総括室 福祉のまちづくり課
西宮市	健康福祉局 福祉部 障害福祉課
西宮市	健康福祉局 生活支援部 生活支援課
西宮市	健康福祉局 生活支援部 厚生課
西宮市	健康福祉局 保健所 地域保健課
西宮市	こども支援局 子育て支援部 子供家庭支援課
西宮市	こども支援局 こども未来部 地域・学校支援課
西宮市	こども支援局 こども未来部 子育て総合センター
専 門 相 談 機 関	西宮市地域包括支援センター
	障害者総合相談支援センターにしのみや
	西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター
	生活支援コーディネーター
	西宮市在宅療養相談支援センター
	西宮市障害者就労生活支援センター「アイビー」
	ソーシャルスポット西宮よりそい
	西宮市くらし相談センターつむぎ
	子育てコンシェルジュ
	西宮市社会福祉協議会